

## 第4回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午前9時～午前10時02分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 15名
  - 会長 15番
  - 会長代理 1番
  - 委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番  
8番 9番 10番 11番 12番 13番  
14番
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 議事日程について
  - 3 議事録署名委員の指名について
  - 4 会期の決定について
  - 5 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 (15件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (3件)
    - ③ 許可不要転用届 (1件)
  - 6 付議事件及び順序について
    - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
    - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 5件)
    - 日程第3 農地法第4条に規定による許可申請について (議案 1件)
    - 日程第4 農地法第5条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第5 農地法第5条に規定による貸借権設定の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第6 非農地証明願の申請審議について (議案 5件)
  - 7 その他農政一般事項
  - 8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 局長補佐
  - 管理調整係長
  - 主任
  - 事務補助員

議長 それでは只今から、第4回湧水町農業委員会定例総会を開催します。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、7番〇〇委員と8番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が15件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書15件です。番号1。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町北方字古川〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成31年4月25日から令和6年4月30日。解約の理由は耕作者を変更するため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年9月13日です。番号2。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町川西字六ツ江〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外5筆の計6筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成27年4月27日から令和7年3月31日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。番号3。貸人、宮崎市 〇〇〇〇。借人、鹿児島市〇〇〇〇。土地の所在 湧水町木場字上人ヶ宇都〇〇〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日。解約の理由は斜面により耕作条件が悪いため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。番号4。貸人 霧島市 〇〇〇〇。借人、鹿児島市〇〇〇〇。土地の所在 湧水町恒次字平下〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和30年3月31日から令和10年3月30日。解約の理由は土地を贈与するため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。番号5。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、鹿児島市〇〇〇〇。土地の所在、湧水町北方字新替〇〇〇〇、地目は田、面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成30年6月1日から令和10年5月31日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年9月30日

です。番号6。貸人，湧水町川添 ○○○○。借人，鹿児島市○○○○。土地の所在 湧水町川添字馬場下○○○○，地目は田，面積は○○○○㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由は利用権の種類を使用貸借から賃貸借へ変更するため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月30日です。続いて番号7から番号13については，竹田地域の中間管理事業による農地集積に伴い，利用権設定を基盤法から中間管理機構へ変更するため合意解約するものです。解約件数は，7件で解約筆は全部で21筆の○○○○㎡です。続いて。番号14。貸人，始良市 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在，湧水町木場字前田○○○○，地目は田，面積は○○○○㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日。解約の理由は耕作条件が悪く耕作困難なため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和6年3月31日です。番号15。貸人 湧水町木場 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 湧水町北方字内原○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年3月27日から令和5年12月31日。解約の理由は煙草耕作のために耕作者を変更するため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月30日です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 5 ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件です。番号1。権利取得者，湧水町川西 ○○○○。権利取得日，令和2年2月18日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川西字走馬○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，湧水町川西 ○○○○。権利取得日，令和5年8月28日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，中津川字上玉木○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者，湧水町北方 ○○○○ 権利取得日，令和5年7月10日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方字村前○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡。外に1筆ありまして，計2筆の○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。次に、許可不要転用届が1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 6ページです。許可不要転用届が1件です。届出人、伊佐市大口 ○○○○。土地の所在、鶴丸字石川原○○○○ 登記および現況ともに地目は畑です。○○○○㎡のうち○○○○㎡を農機具倉庫として転用するものです。該当規定 農地法第4条第1項第8号及び同施行規則第29条第1項第1号の2 a 未満の農業用施設の場合に該当。その他参考となる事項 地籍図・配置図が添付されていました。現地調査担当委員の意見といたしまして、令和5年10月17日午前9時55分頃、申請地の現地調査を行った。転用により周辺農地に影響を与える恐れがないため特に問題がないと判断した。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 無ければ、以上で許可不要転用届を終わります。以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第21号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 7ページです。日程第1 議案第21号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定 整理番号1号から8号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 17,109 ㎡の小計 17,109 ㎡です。次に8ページです。総括表になります。こちらも合計だけ申し上げます。今回使用貸借分はなく、賃貸借分について田が 17,109 ㎡となります。詳細については9ページに記載してありますのでお目通しください。以上です。

議 長 それでは、整理番号1号から整理番号8号を審査します。整理番号1号から整理番号8号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号8号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号8号については、承認することに決定しました。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号について、事務局の説明を求めます。

事務局 7ページをご覧ください。今度は、所有権移転です。地区別集計表の真ん中をご覧ください。合計は田のみの1,634㎡です。次に13ページをお開きください。議案第21号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。

(2) 所有権移転です。整理番号1。土地の所在、中津川字上玉木〇〇〇〇 〇 地目は登記及び現況ともに田、農振内農地で面積〇〇〇〇㎡です。渡人、湧水町川西〇〇〇〇 〇〇〇〇。受人、湧水町中津川 〇〇〇〇。経営面積は〇〇〇〇㎡です。利用目的は水稻で25万円です。移転時期及び引渡時期は令和5年10月25日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 整理番号1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、5番、〇〇委員が、抵触しますので、退席を求めるため暫時、休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。

議 長 整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

10番 10番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第21号整理番号1号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の5ページから7ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。

議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第22号から議案第26号までの5議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 14ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第22号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字六ツ江〇〇〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡。他に6筆ありまして田6筆，畑1筆の計7筆 〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数2。申請事由 規模拡大。売買価格は全部で122万円です。次に議案第23号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字池ノ上〇〇〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人，千葉県船橋市 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数2。新規就農です。売買価格は35万円です。次に議案第24号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字新替454 地目は田 農振内 面積は1,199㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数1。申請事由 規模拡大。売買価格は38万円です。次に議案第25号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字山浜〇〇〇〇 地目は田 農振内 面積は812㎡。他に3筆ありまして田1筆 畑3筆の計4筆 〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は親子間の贈与です。次に議案第26号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字池添〇〇〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡。他に2筆ありまして計3筆 〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数1。申請事由 規模拡大。無償譲渡です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず議案第22号について審議します。議案第22号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

6番 6番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第22号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の8ページから10ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田および畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第22号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第22号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に議案第23号について審議します。議案第23号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第23号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の11ページから13ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

1 番 1番です。ちょっと教えて下さい。4畝分で35万円。ちょっと高いような気がしますけど、何かあるのですか

事務局 ここについては、以前から〇〇さんが〇〇さんから借りていらっしゃって、自宅から近いということです。価格は高いですが、この値段で話がついたということで、今回の売買に至りました。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等なければ、議案第23号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第23号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に議案第24号について審議します。議案第24号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第24号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の11ページ、14ページから15ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。

調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第24号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第24号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に議案第25号について審議します。議案第25号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第25号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の11ページ、16ページから19ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田及び畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第25号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第25号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に議案第26号について審議します。議案第26号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第26号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の11ページ、20ページ、21ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第26号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第26号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを終わります。

議長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。議案第27号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 16ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第27号、土地の所在 木場字諏訪〇〇〇〇 地目畑 農振外。面積〇〇〇〇㎡。地種は2種。申請人は、薩摩川内市 〇〇〇〇。形態は転用。用途は一般住宅。申請事由は、現在、借家住まいで、家族も出来て手狭であるため、今回、親の居住する隣接に住居を建設したいためです。以上です。

議長 議案第27号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9番 9番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第27号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の22ページから26ページを参照してください。周囲の状況は、北は道路、東は宅地、南は宅地、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書などがありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第27号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第27号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。

議長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請につい

て を議題とします。議案第 28 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 17 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について。はじめに、資料の訂正をお願いします。受人の〇〇〇〇さんの名前の表記が男となっているところを雄へ修正をお願いします。申し訳ございませんでした。議案第 28 号。権利，所有権移転。所在，木場字 諏訪 〇〇〇〇。登記簿地目畑。農振外。21 m<sup>2</sup>。二種農地。渡人，薩摩川内市 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。用途倉庫。申請事由，申請地に倉庫を建設したいためです。以上です。

議長 議長第 28 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番〇〇が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 28 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 27 ページから 32 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地，東は宅地，南は道路，西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図・建物配置図，被害防除計画書及び誓約書，始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 28 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 28 号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。

議長 以上で、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第 5 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について を議題とします。議案第 29 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 18 ページです。日程第 5 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可

申請について。議案第29号。権利，使用貸借権。所在，木場字淵ノ子山〇〇〇〇。登記簿地目田。農振外。849 m<sup>2</sup>。三種農地。貸人，湧水町木場〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。用途資材置場。申請事由，期間，許可後から令和6年4月30日までの一時転用です。申請事由，隣接地にアパートを建設するにあたり資材の置場にするため。また水道工事に伴う資材置場にするためです。以上です。

議長 議案第29号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

9 番 9番〇〇が報告します。農地法第5条に係る議案第29号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の27ページ，33ページから36ページをご参照ください。周囲の状況は，北は道路，東は宅地，南は田，西は宅地です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図，配置図，被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第29号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第29号につきましては，許可相当と認め，県知事に進達することに決定しました。

議長 以上で，農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について を終わります。

議長 次に，日程第6 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第30号から議案第34号までの5議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 19ページです。日程第6 非農地証明願の申請審議について。議案第30号。願出人，宮崎県都城市 〇〇〇〇。土地の所在，般若寺字檜木〇〇〇〇，地目は田，面積436 m<sup>2</sup>。他1筆ありまして，計2筆の合計面積2,415 m<sup>2</sup>です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，平成5年

頃から耕作放棄され原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第6号です。次に議案第31号。願出人，宮崎県都城市 ○○○○。土地の所在，般若寺字川除○○○○，地目は田，面積468㎡。外1筆ありまして，計2筆の合計面積715㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，平成5年頃から耕作放棄され原野化した。非農地判定基準については該当項目がございませんでした。議案第32号。願出人，大阪市 ○○○○。土地の所在，木場字砂走○○○○，地目は畑，面積1,061㎡。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，平成7年頃から年頃より耕作放棄され，鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第4号です。議案第33号。願出人，湧水町幸田 ○○○○。土地の所在，幸田字砂迫○○○○，地目は畑，面積2,139㎡。他1筆ありまして，計2筆の合計面積3,383㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，昭和59年頃に植林をして山林状態になっている。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第4号，第6号です。議案第34号。願出人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在，木場字牧野○○○○，地目は田，面積1,101㎡。他1筆ありまして，計2筆の合計面積1,839㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，平成7年頃より耕作放棄され雑種地化してしまい耕作不能となった。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号です。以上です。

議長 順を追って審議します。まず，議案第30号について審議します。議案第30号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

10番 10番○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第30号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の38ページから41ページをご参照ください。調査意見は，平成5年頃から耕作放棄され，原野化しているため，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第2号，第3号，第6号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 他にご質問ご意見等がなければ，議案第30号については調査委員の報告

は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案30号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第31号について審議します。議案第31号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

10 番 10番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第31号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の38ページ、42ページから44ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成5年頃から耕作放棄され、原野化はしていましたが、草刈り等で農地への復元が可能であると判断しました。以上のことから、非農地判断基準に該当せず、許可書の発行は不可と判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告又は事務局の説明に対し、ご質問ご意見等はいかがでしょうか。

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第31号については、調査委員の報告は、原野化しているが農地への復元は可能であるとのことから、非農地判断基準には該当しないとのことです。以上のことから、非該当と認め、不承認とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第31号につきましては、非該当と認め、不承認とすることに決定しました。

議 長 次に、議案第32号について審議します。議案第32号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

5 番 5番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第32号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の45ページから48ページをご参照ください。調査意見は、平成7年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化していることから、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第32号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案32号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第33号について審議します。議案第33号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 9 番 9番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第33号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の45ページ、49ページから51ページをご参照ください。調査意見は、昭和59年頃に植林をし、山林となっていることから、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第33号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案33号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第34号について審議します。議案第34号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 6 番 6番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第34号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の45ページ、52ページから54ページをご参照ください。調査意見は、平成7年頃より耕作放棄され、雑種地化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は原野等に接

しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第34号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案34号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 以上で、非農地証明願の申請審議について を終わります。

議長 次に、その他農政一般事項についてですが皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議長 なければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は全部終了いたしました。これで、第3回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時02分